

並木1丁目自治会 会則

平成28年4月1日

第1章 名称および事務所

第1条 本会を並木1丁目自治会と称し、事務所を会長宅におく。

第2章 組織および構成

第2条 本会は別紙図面内の地域に居住する者、または同地域に店舗、事務所などを所有する者を以って組織する。

第3条 本会は、その目的と活動の効果的運営を期する為、自治会を班の地区に分割し各班に班長をおく。ただし、世帯数の変化に応じ役員会に諮って地区割りの変更をする事ができる。

第4条 第2条による本会員は、すべて平等な権利と義務を有する。

第3章 目的

第5条 本会は、会員相互の親睦と生活環境の諸改善を図る事を目的とする。

第6条 本会は、前条目的達成のため下記の事業を行う。

- ① 福利厚生、環境、祭事、防犯、防災、消毒に関する事項
- ② 目的達成のため諸官公署、学校などの連絡
- ③ その他、生活環境に関する事項

第4章 役員およびその選出、任期

第7条 本会に下記の役員をおく。

- ① 会長1名、副会長1～2名、運営委員 若干名、顧問 若干名、監事1名
班長 各班1名、副班長1名(各班の状況に応じ)
- ② 会計、総務部長、交通部長、防犯部長、環境衛生部長、体育部長、文化部長、福祉部長、防災部長、広報部長、書記(兼任可)を各班から1名選出する。
- ③ その他必要に応じ役員会で役部を増減する場合もある。
会長により役員承認を得てこれを委任することができる。

第8条 役員選出、任期は下記の通りとする。

- ① 会長は役員会の推薦または班長の互選により毎年2月末日迄に選出し全役員を総会にて承認されなければならない。
- ② 推薦委員により役員を推薦する事ができる。但し、推薦委員は役員互選により選出する。
- ③ 会長は原則として副会長、運営委員経験者から選出する。
- ④ 副会長は会長の推薦、運営委員は役員会の推薦により選出する。
- ⑤ 班長は各地区において互選し、会長がこれを委任する。
但し、世帯の構成が高齢者(80歳以上)や障害者のみの場合は、世帯主の申し出によりこれを免除することができる。
- ⑥ 役員任期は原則として、会長は1期3年、最長2期6年迄を限度とする。
副会長は1期2年とし再選を妨げない。
運営委員、他役員は1年(4月1日より翌年3月31日迄)とし再選を妨げない。
顧問は1期3年とし再選を妨げない。
尚、任期途中で辞任した役員の後任の任期は前任役員残任期間とする。
- ⑦ 監事は前年度会計が担当する。

第5章 役員の仕事

第9条 役員の仕事は下記の通りとする。

- ① 会長は会を代表し会務を総理する。副会長は会長を補佐し会長事故ある時はその仕事を代行する。
- ② 会計は会計事務を司り、監事は会計を監査しその結果を全員に報告する。
- ③ 運営委員は会長、副会長と共に自治会の基本事項、事業の企画、実施および自治会報の内容検討など運営に関する事項を担当し自治会運営の充実、活性化を図る。
- ④ 顧問は役員要請に応じ相談を行う。
- ⑤ 班長は会員の意思を役員会に反映すると同時に会務の連絡処置にあたる。
- ⑥ その他役員は、担当の職務およびこれに関する会務を処理する。

第6章 会議

- 第10条 総会は全会員を以って構成し、本会の最高決議機関であり定期総会と臨時総会の二種とする。
- ① 定期総会:毎年原則として年度末より1ヶ月間に開催し付議する事項は次の通りとする。
前年度事業報告、決算の報告、役員承認
新年度計画、予算の承認、その他必要事項
 - ② 臨時総会:役員会で必要と認められた時、または会員の三分の一以上の要求があった場合開催する。
- 第11条 総会は会員の過半数以上(委任状を含む)の出席を必要とし、決議は出席数の過半数により行う。可否同数の場合は役員会に諮り会長これを決定する。
- 第12条 ① 運営委員会は会長、副会長、運営委員、および必要に応じて老人会会長、育成会会長の参加を以って構成し自治会の基本事項、運営に関する事項の審議を行い必要に応じて開催する。
- ② 班長会は会長、副会長、運営委員、班長を以って構成し自治会運営に関する議事を行い原則として毎月第1水曜日に開催する。

第7章 会計

- 第13条 本会の運営に関する経費は、会費その他の収入を以ってこれにあてる。但し、本会に対する金品の寄贈は役員会に図りその可否を決定する。
- 第14条 会費は各種募金分を含み1ヶ月妻帯世帯、小型店は400円、独身世帯200円とし中、大型店1,000円～2,000円とする。但し、会員の事情により考慮する事ができる。
- 第15条 会費徴収は原則として3ヶ月毎に行う。但し、班長事情により6ヶ月、1年毎などにする事も出来る。
- 第16条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日迄とする。
4月～9月の半期中間決算を10月または11月の班長会に報告する。
- 第17条 会員はいつでも会計簿、その他関係書類を閲覧する事ができる。

第8章 儀礼、その他

- 第18条 会員ならびに家族の慶弔金について
- ① 会員及び同居家族の死亡の場合 香典は5,000円とする。
 - ② 手配及び連絡の場合は速やかに会長または班長に知らせる。
 - ③ 会員宅火災の場合は、役員会でその都度決定する。
 - ④ 自治会、班名を以って贈与を受けた時、返礼は全廃する。
 - ⑤ 敬老祝い金として年度末迄に、
喜寿(77才)、米寿(88才)、卒寿(90才)、白寿(99才)百寿(100才)になるとき
毎年、敬老の日迄に3,000円または相当分の祝い菓子などを贈る。
- 第19条 その他本会運営に関する細事は役員会に於いて決定し必要ある場合は会員の承認を得る。
- 第20条 本会則は総会に於いて出席者の過半数の同意が無ければ変更する事ができない。
- 第21条 本会則は昭和51年4月1日よりこれを施行する。

- 付則
- ① 第8条1項を改正し平成3年4月1日より適用する。
 - ② 平成9年4月1日より適用する(弔慰金の改正)
 - ③ 平成12年4月1日より適用する(役職等の改正)
 - ④ 第14条を改正し平成15年4月1日より適用する(会費の改正)
 - ⑤ 第18条⑤項を追加し平成15年4月1日より適用する。(敬老祝い金の追加)
 - ⑥ 役員任期、運営委員の新設、関連任務、会議等を改正し平成17年4月1日より適用する。
 - ⑦ 役員に顧問を追加し、敬老祝い金対象者の該当年齢の時期を当年9月末までを翌年3月31日迄とし平成19年4月1日より適用する。
 - ⑧ 第18条病氣見舞金の項目を削除して平成20年4月1日より適用する。
 - ⑨ 第6条①項に防災を追加して平成22年4月1日より適用する。
 - ⑩ 第18条5項敬老祝い金の支給対象から古希(70才)を削除し、平成25年4月1日より適用する。
 - ⑪ 第8条5項に班長免除項目追加し、平成28年4月1日より適用する。